

生活保護法
指定介護機関の手引
(令和5年11月)

いわき市

第1 指定介護機関

生活保護法では、生活保護受給者も介護サービス等を利用できるように「介護扶助」を設けております。介護事業者の皆様には、生活保護法の「介護扶助」について御理解の上、介護サービス等を提供していただきますようお願いいたします。

1 みなし指定について

生活保護法の改正により、平成26年7月1日以降に新たに介護保険法の規定による指定又は開設許可がなされた介護機関については、当該介護機関から別段の申出がない限り、生活保護法の指定介護機関として指定を受けたものとみなされます。(みなし指定)

(1) 手続き

みなし指定を受けた介護機関は、特段の申請手続きは不要となります。

なお、みなし指定を不要とする場合は、別紙「申出書」を事業所の所在地を管轄する地区保健福祉センターに提出してください。(10ページ目に掲載)

(2) 変更等

当該介護機関の名称その他生活保護法施行規則で定める以下の事項の変更等があったときは、生活保護法の規定による変更届書等の提出が必要となります。

- | |
|-------------------------|
| 一 指定を受けている事業所の名称や所在地の変更 |
| 二 開設者（代表者）に関する事項の変更 |
| 三 管理者に関する事項の変更 |
| 四 事業を休止する場合 |
| 五 休止していた事業を再開する場合 |
| 六 生活保護法の指定を辞退する場合 |

提出書類

- 変更届書（変更する場合）
- 休止届書（休止する場合）
- 再開届書（再開する場合）
- 辞退届書（辞退する場合）

(3) 廃止、取消、失効

みなし指定の指定介護機関が介護保険法の規定による廃止、指定の取消し又は指定の効力が失われたときは、生活保護法による効力も同じく失います。

2 みなし指定以外の手続きについて

平成26年6月以前に介護保険法の規定による指定または開設許可がなされた介護機関及び同年7月以降に介護保険法の規定による指定または開設許可がなされたが、別段の申出により、生活保護法の指定とみなされていない介護機関が、生活保護受給者へ介護扶助による介護サービス等を提供する場合には、生活保護法による指定が必要となりますので、下記により指定介護機関の指定申請を手続きしてください。

(1) 手続き

提出書類

- ① 指定介護機関指定申請書 1部
- ② 誓約書（介護機関） 1部

(2) 注意事項

- ・ 申請書裏面に記載されている「注意事項」及び「記載要領」により必要事項を記入してください。
- ・ 申請者が同じであっても、介護保険事業所番号が異なる場合には、番号ごとに申請が必要になります。
- ・ 家賃相当の利用料について、特定施設入所者生活介護、認知症対応型共同生活介護、地域密着型特定施設入居者生活介護、介護予防特定施設入居者生活介護及び介護予防認知症対応型共同生活介護の事業者については、家賃相当の利用料が生活保護の基準以下でなければ生活保護受給者が入居できませんので、基準を超えている場合には、家賃負担が基準内に収まるよう減免措置などの対応が必要になります。

(3) 変更等

当該介護機関の名称その他生活保護法施行規則で定める事項の変更等があったときは、生活保護法の規定による変更届書等の提出が必要となります。

- | |
|-------------------------|
| 一 指定を受けている事業所の名称や所在地の変更 |
| 二 開設者（代表者）に関する事項の変更 |
| 三 管理者に関する事項の変更 |
| 四 事業を休止する場合 |
| 五 休止していた事業を再開する場合 |
| 六 生活保護法の指定を辞退する場合 |

提出書類

- 変更届書（変更する場合）
- 休止届書（休止する場合）
- 再開届書（再開する場合）
- 辞退届書（辞退する場合）

(4) 廃止等

みなし指定以外の指定介護機関が介護保険法の規定による廃止、指定の取消し又は指定の効力が失われたときは、別に生活保護法による手続きが必要となります。

提出書類

- 廃止届書（廃止の場合）

3 関係様式

市のホームページに掲載しておりますので、適時ダウンロードしてご活用ください。

【掲載場所】

◆いわき市ホームページ>トップページ>健康・医療・福祉>生活保護
>生活保護法による指定医療機関・指定介護機関・指定施術者の申請について

4 提出先及び問い合わせ先

事業所の所在地を管轄する保健福祉センターの生活保護担当部署に提出してください。

福祉事務所名	所在地	電話番号
保健福祉部保健福祉課	〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地 7階	0246-22-7450 直通
平地区 保健福祉センター	〒970-8686 いわき市平字梅本 21 番地 1階	0246-22-1197 直通 0246-22-7459 直通
小名浜地区 保健福祉センター	〒971-8162 いわき市小名浜花畑町 34-2	0246-54-2111 代表
勿来・田人地区 保健福祉センター	〒974-8232 いわき市錦町大島 1	0246-63-2111 代表
常磐・遠野地区 保健福祉センター	〒972-8321 いわき市常磐湯本町吹谷 76-1	0246-43-2111 代表
内郷・好間・三和地区 保健福祉センター	〒973-8408 いわき市内郷高坂町四方木田 191	0246-27-8693 直通
四倉・久之浜大久地区 保健福祉センター	〒979-0201 いわき市四倉町字西四丁目 11-3	0246-32-2114 直通
小川・川前地区 保健福祉センター	〒979-3122 いわき市小川町高萩字小路尻 19-10	0246-83-1329 直通

第2 生活保護の概要

1 生活保護の目的

生活保護は、日本国憲法第25条に基づき、国が生活に困窮する全ての国民に対し、その困窮の程度に応じ、必要な保護を行い、その最低限度の生活を保障するとともに、その自立を助長することを目的とする制度です。

日本国憲法第25条第1項
すべての国民は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利を有する。

生活保護制度は、次のような原理と原則に基づいて行われます。

保護の原理・原則		説明
保護の原理	無差別平等の原理	すべての国民は、法の定める要件を満たす限り、生活保護を平等に受けることができます。
	最低生活保障の原理	生活保護は、健康で文化的な最低限度の生活が保障されています。
	補足性の原理	生活保護は、生活に困窮する人が、その利用できる資産、能力、その他あらゆるものを最低限度の生活の維持のために活用することを要件に行われます。
保護の原則	申請保護の原則	生活保護は、本人などの申請に基づいて実施されます。ただし、急迫した状況にあるときは、保護の申請がなくとも必要な保護を行うことができます。
	基準及び程度の原則	生活保護は、国の定める基準により、世帯の収入などを活用しても、なお満たすことのできない不足分を補う形で行われます。
	必要即応の原則	生活保護は、世帯の事情に合わせ、最低限度の生活を維持するため必要な出費について認められます。
	世帯単位の原則	生活保護は、世帯全体を対象として、保護が必要かどうか決定します。

2 生活保護の種類

生活扶助、教育扶助、住宅扶助、医療扶助、介護扶助、出産扶助、生業扶助及び葬祭扶助の8種類です。

第3 介護扶助の概要

1 介護扶助の範囲

①居宅介護（居宅介護支援計画に基づくものに限る。） ②福祉用具 ③住宅改修 ④施設介護 ⑤介護予防（介護予防支援計画に基づくものに限る。） ⑥介護予防福祉用具 ⑦介護予防住宅改修 ⑧介護予防・日常生活支援 （介護予防支援計画又は介護予防ケアマネジメントに基づくものに限る。） ⑨移送
--

2 介護扶助の対象者と給付割合

資格区分		資格要件	介護サービス給付割合	
65歳以上	第1号被保険者	65歳以上の者	介護報酬のうち9割が介護保険から給付され、残り1割が介護扶助で負担されます。	
40歳～65歳未満	第2号被保険者	40歳以上65歳未満の特定疾病該当者で、医療保険加入者	介護保険 9割	介護扶助 1割
	被保険者以外（みなし2号）	40歳以上65歳未満の特定疾病該当者で、医療保険未加入者（国民健康保険からの資格喪失者）	全額介護扶助で負担される。 介護扶助 10割	

3 施設介護における食費と居住費

資格区分	食費	居住費
介護保険被保険者（1号+2号）	介護保険による補足給付（特定入所者介護サービス費）がなされ、残りの自己負担額は介護扶助で対応されます。	多床室のみ利用が認められ、補足給付（特定入所者介護サービス費）により全額介護保険で給付されます。
被保険者以外（みなし2号）	食費基準額の範囲内にて、実際の食費額が介護扶助で対応されます。	多床室基準額の範囲内にて、実際の居住費額が介護扶助で対応されます。

4 他法他施策との関係

介護保険制度は、他の法律等に基づく施策に優先して適用されます。

生活保護制度の介護扶助は、補足性の原理により、他の法律等に基づく施策がある場合にはそちらを優先適用した後に適用されます。

なお、介護保険以外の施策を利用した場合の本人負担分には、介護扶助は適用されません。

(1) 被保護者が介護保険の被保険者である場合

まず、介護保険が優先して通常の保険給付（9割）が行われ、次に保険優先の公費負担医療や障害者施策等の更生医療が適用され、介護扶助は、残った本人負担分に適用されます。

(2) 被保護者が介護保険の被保険者でない場合（特定疾病）

まず、公費負担医療制度や障害者施策等を優先して活用し、介護扶助は、要介護又は要支援状態に応じた居宅介護（介護予防）サービスの支給限度基準額を限度に、それらで賄うことができない不足分について支給されます。

5 介護扶助の方法

原則として、生活保護法による指定を受けた指定介護機関に委託し、介護サービス等を給付する現物給付によって行われ、福祉事務所から介護扶助を決定した指定介護機関に対して、**介護券**を発行する形で行われます。

介護報酬は、介護給付費明細書に介護券から必要事項を転記し、国民健康保険団体連合会（国保連）へ請求します。本人負担分は、国保連を通じて保険給付と合わせて支払われます。

なお、介護券に本人負担額の記載がある場合には、本人から事業者が徴収するようお願いいたします。

6 介護扶助の介護方針及び介護報酬

介護扶助の介護方針及び介護報酬は、介護保険法の例によりますが、特別な居室、療養室、病室等の提供は行えません。

また、介護保険給付の対象とならないサービスや支給限度額を超えるサービスは、介護扶助の支給対象とはならず全額自己負担になりますので、給付は認められません。

なお、帳簿等の関係書類は、5年間保管してください。

第4 指定介護機関の義務

指定された介護機関は、次の事項を遵守してください。

1 介護担当について

指定介護機関は、「指定介護機関介護担当規程（平成12年厚生省告示第191号）」に従って、懇切丁寧に被保護者の介護を担当しなければならない。（11ページ目に掲載）

2 介護報酬について

- (1) 被保護者に対して行った介護にかかる報酬は、介護保険の介護報酬の例に基づき、所定の請求手続により請求すること。
- (2) 介護内容及び介護報酬の請求について知事（国民健康保険団体連合）の審査を受けること。
- (3) 知事の行う介護報酬額の決定に従うこと。

3 指導等について

- (1) 被保護者の介護について知事の行う指導に従うこと。
- (2) 介護サービス内容及び介護報酬請求の適否に関する知事の報告命令に従うこと。
- (3) 知事が当該職員に行わせる立入検査に応じること。

4 届出について

指定介護機関は、届出事項に変更が生じた場合又は事業を廃止し、休止し、若しくは再開したときは、該当する届出を10日以内に行うこと。

5 標示について

指定介護機関は、「生活保護法指定」の標示をその業務を行う場合の見やすい箇所に提示しなければならない。（12ページ目に掲載）

第5 指定介護機関に対する指導及び検査

生活保護法第54条の2の規定に基づき、介護扶助の適正かつ円滑な運営を図るため、次の指導及び検査を実施しております。

1 指導について

(1) 目的

指定介護機関に対する指導は、被保護者の処遇の向上と自立助長に資するため、生活保護法による介護の給付が適正に行われるよう制度の趣旨、介護扶助に関する事務取扱等の周知徹底を図ることを目的としています。

(2) 対象

すべての指定介護機関

(3) 内容及び方法

ア 一般指導

一般指導は、法並びにこれに基づく命令、告示及び通知に定める事項について、その周知徹底を図るため、講習会、懇談、広報、文書等の方法により実施します。

イ 個別指導

① 個別指導は、被保護者の処遇が効果的に行われるよう福祉事務所と指定介護機関相互の協力体制を確保することを主眼として、被保護者の介護サービスの給付に関する事務及び給付状況等について介護記録その他の帳簿書類等を閲覧し、懇談指導を行います。

なお、個別指導を行った上、特に必要があると認められるときは、被保護者についてその介護サービスの受給状況等を調査します。

② 個別指導は原則として実地にて行います。

(4) 実施上の留意点

指導の実施に際しては、できるだけ保健福祉課法人指導係の行う実地指導計画等と調整を図り、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

2 検査について

(1) 目的

指定介護機関に対する検査は、被保護者に係る介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否を調査して介護の方針を徹底し、介護扶助の適正な実施を図ることを目的としています。

(2) 対象

① 個別指導の結果、検査を行う必要があると認められる指定介護機関及び個別指導を受けることを拒否する指定介護機関

② 上記以外の指定介護機関であって、介護サービスの内容又は介護の報酬の請求に不正または不当があると疑うに足りる理由があって直ちに検査を行う必要があると認められるもの

(3) 内容及び方法

検査は、被保護者にかかる介護サービスの内容及び介護の報酬の請求の適否について、介護給付費公費受給者別一覧表等と、介護記録その他の帳簿書類の照合、設備等の調査により実地に行います。

なお、必要に応じ要介護者等についての調査を合わせて行います。

(4) 実施上の留意点

指導の実施に際しては、できるだけ保健福祉課法人指導係の行う監査計画等と調整を図り、実施の日時、場所等を対象の指定介護機関に文書で通知します。

3 検査後の措置

(1) 行政上の措置

介護サービスの内容又は報酬の請求の不正又は不当の程度に応じて、指定取消又は指定の全部又は一部の効力停止となる場合があります。

(2) 経済上の措置

不正又は不当な介護サービス及び介護の報酬の請求により介護の報酬に過誤払いが認められるときは、国保連から支払われる介護の報酬において過誤調整を行います。ただし、控除すべき介護の報酬がない場合は、直接返還とします。

指定の取消しの処分を行った場合、又は期間を定めてその指定の全部若しくは一部の効力停止の処分を行った場合には、原則として、生活保護法第78条第2項の規定により返還額に100分の40を乗じて得た額も徴収することになります。

(3) 行政上の措置の公表等

検査の結果、指定の取消を行ったときには、その旨を告示します。

申 出 書

生活保護法第 54 条の 2 第 2 項ただし書の規定に基づき、生活保護法第 54 条の 2 第 2 項に係る指定介護機関としての指定を不要とする旨申し出ます。

1 介護機関の名称及び所在地

名 称 _____

所在地 _____

2 介護機関の開設者及び管理者の氏名及び住所

・ 開設者の氏名及び住所

※開設者が法人の場合には、法人名・代表名及び主たる事務所の所在地を記載してください

氏 名 _____

住 所 _____

・ 管理者の氏名及び住所

氏 名 _____

住 所 _____

3 当該申出に係る施設又は事業所において行う事業の種類

事業の種類 _____

年 月 日

いわき市長

住 所
申出者（開設者）
氏 名

○指定介護機関介護担当規程〔平成12年3月31日号外厚生省告示第191号〕

生活保護法（昭和25年法律第144号）第54条の2第4項において準用する同法第50条第1項の規定により、指定介護機関介護担当規程を次のように定め、平成12年4月1日から適用する。

（指定介護機関の義務）

第1条 指定介護機関は、生活保護法に定めるところによるほか、この規程の定めるところにより、介護を必要とする被保護者（以下「要介護者」という。）の介護を担当しなければならない。

（提供義務）

第2条 指定介護機関は、保護の実施機関から要介護者の介護の委託を受けたときは、当該要介護者に対する介護サービスの提供を正当な事由がなく拒んではならない。

（介護券）

第3条 指定介護機関は、要介護者に対し介護サービスを提供するに当たっては、当該要介護者について発給された介護券が有効であることを確かめなければならない。

（援助）

第4条 指定介護機関は、要介護者に対し自ら適切な介護サービスを提供することが困難であると認めるときは、速やかに、要介護者が所定の手続をすることができるよう当該要介護者に対し必要な援助を与えなければならない。

（証明書等の交付）

第5条 指定介護機関は、その介護サービスの提供中の要介護者及び保護の実施機関から生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護につき、必要な証明書又は意見書等の交付を求められたときは、無償でこれを交付しなければならない。

（介護記録）

第6条 指定介護機関は、要介護者に関する介護記録に、介護保険の例によって介護サービスの提供に関し必要な事項を記載し、これを他の介護記録と区別して整備しなければならない。

（帳簿）

第7条 指定介護機関は、介護サービスの提供及び介護の報酬の請求に関する帳簿及び書類を完結の日から5年間保存しなければならない。

（通知）

第8条 指定介護機関は、要介護者について次のいずれかに該当する事実のあることを知った場合には、速やかに、意見を付して介護券を発給した保護の実施機関に通知しなければならない。

- 一 要介護者が正当な理由なくして、介護サービスの提供に関する指導に従わないとき。
- 二 要介護者が詐欺その他不正な手段により介護サービスの提供を受け、又は受けようとしたとき。

○生活保護法施行規則〔昭和25年5月20日厚生省令第21号〕

(抜粋)

第13条 指定医療機関、指定介護機関又は指定を受けた助産師若しくは施術者は、様式第3号の標示を、その業務を行う場所の見やすい場所に掲示しなければならない。

様式第3号 (第13条関係)

備考 この標示の規格は、縦百二十五ミリメートル、横五十五ミリメートル程度とする。

○ ○	生 活 保 護 指 定 (医)	○ ○
中 国 残 留 邦 人 等 支 援 指 定 (医)		
〔 病院、診療所、訪問看護事業者、居宅サービス事業者、介護予防サービス事業者、薬局、歯科医、地域密着型介護老人福祉施設、介護老人福祉施設、介護老人保健施設、介護医療院、居宅介護事業者、居宅介護支援事業者、特定福祉用具販売事業者、介護予防事業者、地域包括支援センター、特定介護予防福祉用具販売事業者、助産師、施術者 〕		